

本計画は、朝倉地域における乗合タクシー事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

朝倉地域における市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、路線バス廃止後において乗合タクシー事業を実施する。

2 実施事業 朝倉地域乗合タクシー事業

3 事業主体 今治市地域公共交通活性化協議会

4 実施計画

1) 実施区域

今治市 朝倉全域及び、喜田村、拝志、東村、東村南、上徳、高市、中寺の各一部

2) 事業の内容

| | |
|-----------|------------------------|
| 事業者名 | プロポーザルにより決定 |
| 事業の種類 | 一般乗合旅客自動車運送事業 |
| 運行の態様 | 区域運行 |
| 運行開始 | 令和6年10月1日から |
| 運行区域 | 図1（運行区域）のとおり |
| 運行日 | 月曜日から日曜日（12/29～1/3は運休） |
| 運行時間・運行便数 | 表1、2（運行表）のとおり |
| 運行車両 | タクシー車両 |
| 運賃体系 | 表3（運賃表）のとおり |

表1 運行表（旧市内エリア行）

| | 1便 | | 2便 | | 3便 | | 4便 | | 5便 | | 6便 | |
|--------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 朝倉地域 | 8:30 | 9:30 | 10:00 | 11:00 | 11:30 | 12:30 | 13:00 | 14:00 | 14:30 | 15:30 | 16:30 | 17:30 |
| | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ |
| 旧市内エリア | 9:00 | 9:00 | 10:30 | 10:30 | 12:00 | 12:00 | 13:30 | 13:30 | 15:00 | 15:00 | 17:00 | 17:00 |

表2 運行表（朝倉地域内移動）

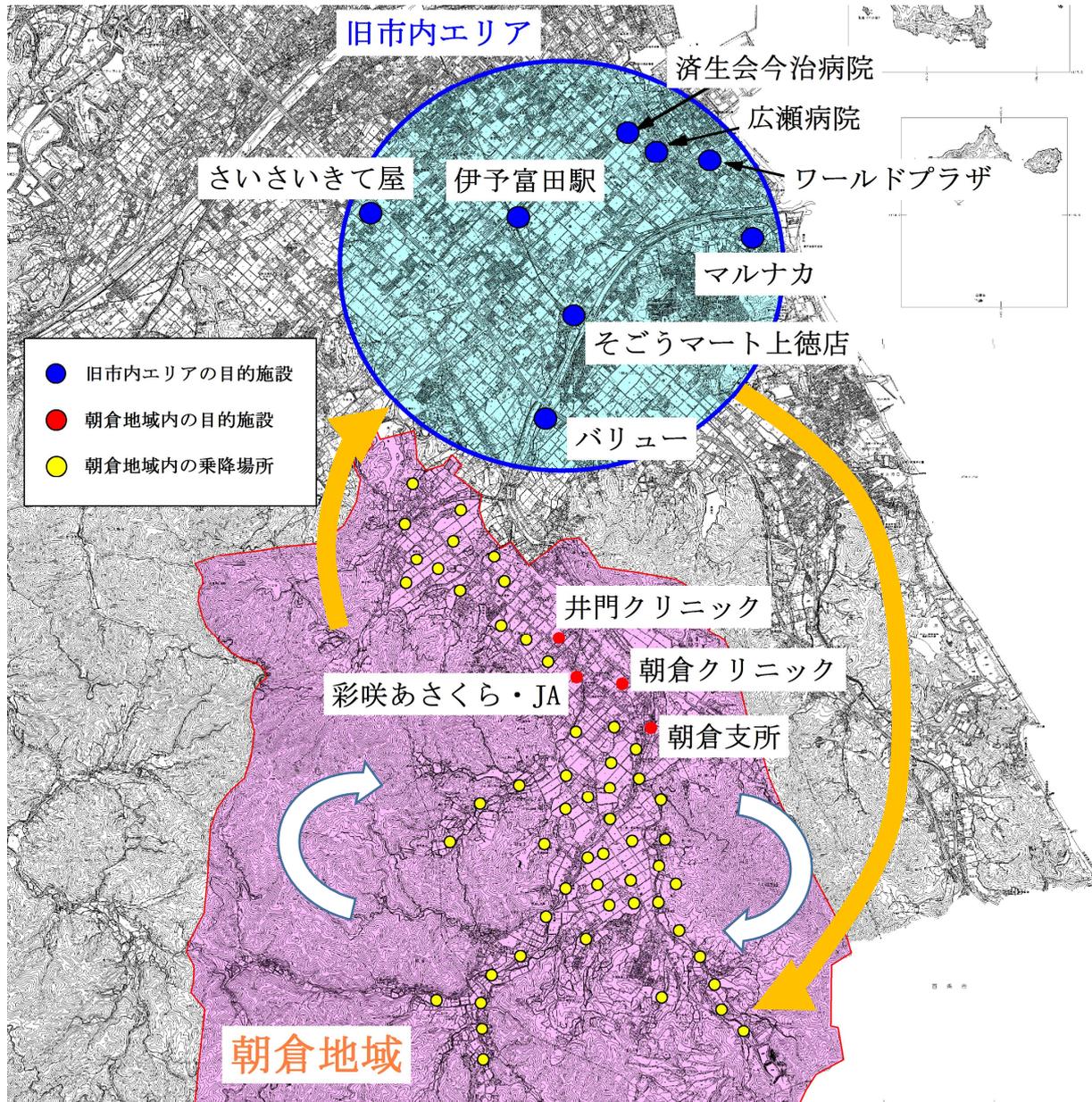
| | 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 5便 | 6便 |
|-------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 朝倉地域内 移動 | 8:30 | 10:00 | 11:30 | 13:00 | 14:30 | 16:30 |
| | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ |
| | 9:00 | 10:30 | 12:00 | 13:30 | 15:00 | 17:00 |

表3 運賃表

| 路線名 | 運賃(大人) | 運賃(小人) |
|---------|--------|--------|
| 旧市内エリア行 | 800 円 | 400 円 |
| 朝倉地域内移動 | 400 円 | 200 円 |

※1 障がい者手帳所持者・65歳以上の高齢者
 ・運転免許証自主返納者は半額（重複適用はなし）
 ※2 未就学児は保護者1人につき1名無料
 ※3 乳幼児（1歳未満）は無料

図1 運行イメージ図



朝倉地域乗合タクシー運行見直し案対照表

1 朝倉支所周辺エリア行き

| | 現行 | 見直し案 |
|-------------|------------------|---------------------------------|
| 路線名 | 朝倉支所周辺エリア行き | 朝倉地域内移動 |
| 移動方法 | 乗降場所と目的施設停留所間の移動 | 乗降場所間の移動および 乗降場所と目的施設停留所間の移動 |
| 乗降場所 | 13か所（集会所、旧バス停） | 約100か所(地域内全ごみステーション) |
| 目的施設 停留所 | 朝倉支所、彩咲あさくら など | 朝倉支所、彩咲あさくら など |
| 運行便数 | 3往復 | 6便 |
| 運行日 | 週3日（月・水・金曜日） | 週7日（月～日曜日） |

2 済生会今治病院(桜井・喜田村)エリア行き

| | 現行 | 見直し案 |
|-------------|-------------------------------------|---|
| 路線名 | 済生会今治病院(桜井・喜田村)エリア行き | 旧市内エリア行き |
| 移動方法 | 乗降場所と目的施設停留所間の移動 | 乗降場所と目的施設停留所間の移動 |
| 乗降場所 | 13か所（集会所、旧バス停） | 約100か所(地域内全ごみステーション) |
| 目的施設 停留所 | 済生会今治病院、ワールドプラザ、 マルナカ今治桜井店、伊予桜井駅 | 済生会今治病院、ワールドプラザ、 マルナカ今治桜井店、伊予富田駅、 フレッシュバリュー今治高市店、 そごうマート上徳店、 さいさいきて屋 など |
| 運行便数 | 1.5往復 | 6往復 |
| 運行日 | 週2日（火・木曜日） | 週7日（月～日曜日） |

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（案）

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和6年4月 日

今治市地域公共交通活性化協議会
会長 土居 忠博

1 業務概要

- (1) 業務名
朝倉地域乗合タクシー運行業務
- (2) 業務の目的
朝倉地域において、路線バスに代わる交通手段として乗合タクシーを交通事業者へ委託して運行し、移動手段を確保しようとするもの。
- (3) 業務内容・委託料等
別紙「朝倉地域乗合タクシー運行業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間
令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
(委託期間の業務実績を踏まえ、延長契約を締結することがある。)

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 今治市内に本社を有する者
- (2) 当該業務の委託契約締結までに、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定による入札参加資格を取得することができる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 本プロポーザルの公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受け

- ている期間がない者
- (6) 国税、地方税を滞納していない者
- (7) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (8) 今治市内において、過去3年間にわたる旅客輸送実績があること。
- (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している又は運行業務開始までに取得することができる者

4 担当部署

今治市地域公共交通活性化協議会事務局
 （今治市役所 地域振興部 地域政策局 地域振興課内）
 〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
 TEL：0898-36-1514
 FAX：0898-32-5211
 E-MAIL：chiiki@imabari-city.jp

5 スケジュール

| 内 容 | 日 付 |
|-------------|---------------------|
| 公告 | 令和6年4月26日（金） |
| 参加表明受付締切 | 令和6年5月13日（月） |
| 質問の受付締切 | 令和6年5月17日（金） |
| 質問の回答期日 | 令和6年5月24日（金） |
| 企画提案書等の受付締切 | 令和6年5月31日（金） |
| 選定委員会実施日 | 令和6年6月14日（金） |
| 審査結果通知 | 令和6年6月21日（金）・・・〈予定〉 |
| 契約締結 | 令和6年10月1日（火） |
| 運行業務開始 | 令和6年10月1日（火） |

6 その他

- (1) プロポーザル手続きの詳細は、要領による。
- (2) 当該プロポーザルは、事業を実施するに当たり優先的に随意契約を締結する権利を持つ事業者を選定するためであり、この選定により委託契約を確定するものではない。

朝倉地域乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領(案)

1 プロポーザル実施の目的

本要領に定めるプロポーザルは、朝倉地域における乗合タクシーの運行事業者を選定するにあたり、企画提案を募集し、当該業務の運行事業者として最も適切な者を選定することを目的とします。

2 事業の概要

【募集事業】

- (1) 業 務 名 朝倉地域乗合タクシー運行業務
- (2) 業務内容 別紙「朝倉地域乗合タクシー運行業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日
※契約期間は委託期間の業務実績を踏まえ延長契約を締結することがある。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 今治市内に本社を有する者
- (2) 当該業務の委託契約締結までに、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定による入札参加資格を取得することができる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 本プロポーザルの公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (6) 国税、地方税を滞納していない者
- (7) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

- (8) 今治市内において、過去3年間にわたる旅客輸送実績があること。
- (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している又は運行業務開始までに取得することができる者

5 担当部署（問い合わせ先）

今治市地域公共交通活性化協議会事務局

（今治市役所 地域振興部 地域政策局 地域振興課内）

担 当：八木・阿部

住 所：794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

T E L：0898-36-1514 FAX：0898-32-5211

E-MAIL：chiiki@imabari-city.jp

6 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

| 内 容 | 日 付 |
|-------------|---------------------|
| 公告 | 令和6年4月26日（金） |
| 参加表明受付締切 | 令和6年5月13日（月） |
| 質問の受付締切 | 令和6年5月17日（金） |
| 質問の回答期日 | 令和6年5月24日（金） |
| 企画提案書等の受付締切 | 令和6年5月31日（金） |
| 選定委員会実施日 | 令和6年6月14日（金） |
| 審査結果通知 | 令和6年6月21日（金）・・・〈予定〉 |
| 契約締結 | 令和6年10月1日（火） |
| 運行業務開始 | 令和6年10月1日（火） |

7 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

8 実施要領等の配布

地域振興課「今治市地域公共交通活性化協議会」ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/chiiki/kokyokotu/>

9 参加表明

(1) 提出期限

令和6年5月13日（月） 午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5と同じ。

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 国税（法人税及び消費税・地方消費税）及び県税、市税の納税証明書もしくは滞納のない証明書

| 提出書類の名称 | 発行場所 |
|----------------------|--|
| 国税に係る未納税額のない証明証（写し可） | 国税庁（今治税務署） ※証明書の種類 その3の3 |
| 県税に係る納税証明証（写し可） | 愛媛県（東予地方局今治支局） |
| 市税に係る納税証明証（写し可） | 今治市（市役所第1別館2階納税課、本館1階市民課または各支所住民サービス課） |

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和6年5月20日（月）までに通知します。

10 説明会

説明会は開催しません。

11 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法

提出期間内に、質問票（様式第2号）を持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。（ファクシミリ又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

イ 質問の受付期限

(ア) 参加表明に係る質問

令和6年5月8日（水）午後5時15分まで

（イ） 企画提案に係る質問

令和6年5月17日（金）午後5時15分まで

ウ 提出場所

前記5と同じ。

（2） 回答

ア 回答方法

電子メールにより質問票に記載されたメールアドレス宛に回答する。

イ 回答期限及び回答先

（ア） 参加表明に係る回答

令和6年5月10日（金）午後5時15分までに当該質問を行った参加者に対してのみ回答する。

（イ） 企画提案に係る回答

令和6年5月24日（金）午後5時15分までに参加資格有資格者全員に対して回答する。

12 企画提案書の提出

企画提案書は、別添仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し、提出してください。

（1） 提出期限

令和6年5月31日（金） 午後5時15分まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

（2） 提出場所

前記5と同じ

（3） 提出書類

①企画提案書提出届 様式第3号

②企画提案書 様式第4号

③会社概要書 様式第5号

④会社定款

⑤財務諸表（直近1事業年度分の貸借対照表及び損益計算書）

⑥登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの、写し可）

（4） 企画提案書作成要領

ア 企画提案書はA4版で作成してください。なお、プレゼンテーションにおいて15分以内に説明できるようにまとめてください。

イ 仕様書に沿って企画提案を作成してください。

ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。

い。

エ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が今治市地域公共交通活性化協議会の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

(6) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本9部

(7) 留意事項

ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

イ 提出書類の取扱い

(ア) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

(イ) 協議会が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(ウ) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

ウ 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。

エ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、協議会が必要と認める場合には、協議会は、契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとします。

13 参加辞退

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第6号）を前記5「担当部署」に持参又は郵送にて提出してください。

14 選定方法

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングについて、今治市乗合タクシー運行業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が前記7「評価項目及び評価基準」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を契約候補者として選定する。

なお、最高評価の者が複数となった場合は、選定委員会の合議により順位を決定し、本業務の契約候補者として選定する。

ア 日時

令和6年6月14日（金）

詳細な時間及び控室については企画提案書等を受理後、担当者に通知する。

イ 実施場所

別途通知する。

- (2) 当日の企画提案は、企画提案説明に15分、質疑応答に10分とする。
- (3) ノートパソコン又はタブレットの使用を可能とするが、企画提案書のポイントをまとめたり、その成果やイメージを伝えたりする場合に使うものとし、企画提案書にない提案を新たに盛り込み、説明することは認めない。
なお、プレゼンテーションに必要な機器は、全て参加者が用意すること。
- (4) 契約候補者が辞退した場合は、提案内容等が契約候補者として選定するに足りるものであれば、次点の者を契約候補者として選定する。さらにその者が辞退した場合には事務局で協議を行い、契約候補者を選定する。
- (5) 参加者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、契約候補者として選定する。
- (6) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとする。

15 選定結果

選定結果は後日参加者全員に電子メールにて通知する。ただし、各評価項目の点数は公開しないものとし、審査結果についての異議申し立ては受理しない。

16 契約締結事務

プロポーザルは、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定することから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、協議会との協議に基づいて実施することとしますので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定です。当該協議が成立した場合には、当該協議内容について当該業務の担当検査員の審査を受けた後に契約を締結するものとします。

(1) 仕様等の確定について

協議会事務局は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行いますが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、

追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとします。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とします。

17 提出書類の取扱い

- (1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しません。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、協議会が必要と認める場合には、協議会は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとします。

18 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を協議会に請求することはできません。

19 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (5) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

20 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはなりません。
- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。
- (3) 当該業務に直接関係する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随

意契約により締結する予定はありません。

- (4) 選定委員会の委員が関係する事業者は参加できません。
- (5) 本プロポーザルは、候補者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。

(別紙) 朝倉地域乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザル
評価項目及び評価基準

| 審査の項目 | | 審査の視点 | 配点 (満点) |
|-----------|---|---|----------------------|
| 業務 評価 | 1 運行の安全性確保体制に関する こと ・乗務員管理体制 ・車両点検・整備体制 ・安全指導・教育体制 ・その他安全管理の取組 | ・乗務員の勤務等の管理体制は整っているか ・日常的な車両の点検や整備の体制は十分か ・安全運行に関する乗務員への指導及び教育体制は整っているか ・その他安全に関する独自の取組を行っているか | 15 点 5 点×3 (評価係数) |
| | 2 提供するサービスに関する こと ・予約から送迎までの具体的な業務実施手法 ・高齢者等への配慮 ・苦情等への対応 ・その他サービス向上への取組 | ・予約電話受付から配車・送迎まで、スムーズな業務実施体制となっているか ・高齢者等の利用者に対する配慮がなされているか ・苦情等への対応が十分に考えられているか ・その他利用者サービス向上に向けた提案がなされているか | 30 点 5 点×6 (評価係数) |
| | 3 緊急時の対応・責務に関する こと ・緊急事態への対応 ・運行に関する責任 | ・事故等緊急時の処理体制、連絡体制は十分か ・緊急時の対応に効果的な提案 (代替車両及び人員配置等) がなされているか ・事故時等の損害賠償に対する意識は十分か | 10 点 5 点×2 (評価係数) |
| | 4 乗合タクシー運行の基本的な考え に関する こと ・業務に対する取組姿勢 ・その他事業改善につながる提案 | ・乗合タクシーの役割等について認識しているか ・将来的な乗合タクシーの運行改善につながる具体的な提案、もしくはサービスの向上に意欲的な姿勢が示されているか | 10 点 5 点×2 (評価係数) |
| 事業者 評価 | 5 事業実施の優位性や実績に関する こと ・事業者の優位性 ・類似事業等の経験・実績 | ・営業所は効率的な運行が可能な位置か ・乗合タクシーの事業実施に必要な知識・経験を有しているか | 10 点 5 点×2 (評価係数) |
| | 6 安定したサービス供給能力に関する こと ・事業者の経営状況 ・従事者の確保状況 ・車両保有台数 ・その他の設備状況 | ・財務状況は健全か (経常損益の状況、納税状況) ・業務の実施内容に見合った人員を有しているか ・業務の実施内容に見合った車両を有しているか ・その他事業を円滑に実施する設備等を有しているか | 25 点 5 点×5 (評価係数) |
| 合 計 | | | 100 点 |

※「企画提案」は、選定委員会の委員長、委員の計5名がそれぞれ、下記のと通りの5段階評価の評価点に項目ごとの評価係数を乗じた合計を評価点とする。

評価点

| 評価 | 判断基準 | 評価点 |
|----|---------------|-----|
| A | 当該項目に関して優れている | 5 |
| B | 〃 やや優れている | 4 |
| C | 〃 平均的な程度 | 3 |
| D | 〃 やや劣っている | 2 |
| E | 〃 劣っている | 1 |

評価係数

| 評価項目 | 評価係数 |
|---------------------------|------|
| (1) 運行の安全性確保体制に関すること | 3 |
| (2) 提供するサービスに関すること | 6 |
| (3) 緊急時の対応・責務に関すること | 2 |
| (4) 乗合タクシー運行の基本的な考えに関すること | 2 |
| (5) 事業実施の優位性や実績に関すること | 2 |
| (6) 安定したサービス供給能力に関すること | 5 |

朝倉地域乗合タクシー運行業務委託仕様書（案）

本仕様書は、朝倉地域における乗合タクシー運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

瀬戸内運輸株式会社の運行する路線バス朝倉線の廃止に伴い、その影響が大きい朝倉地域における市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの運行業務を委託する。

2 委託事業 朝倉地域乗合タクシー運行業務

3 事業主体 今治市地域公共交通活性化協議会

4 運行主体

運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みの者。なお、許可申請等に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

5 業務委託期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

※ 運行予約の受付の開始は令和6年9月24日からとする

※ 委託期間の業務実績を踏まえ契約更新をすることがある

6 運行区域

別紙「朝倉地域乗合タクシー運行図」のとおり

7 業務内容

(1) 運行方法

① 運行エリア、運行ダイヤ等に基づき、予約制の「乗り合い方式」により、乗車場所から目的地（降車場所）まで運行（区域運行）する。この場合、予約状況に応じた運行距離を優先した最適な運行経路及び順序で運行し、予約のない乗車場所は経由しない。

② 予約のない便は運行しない。

(2) 利用対象者

① 利用対象者は、運行区域内の住民に限定しない。

② 未就学児だけの利用はできない。

(3) 運行区域、運行日、運行便数

| 路線名 | 運行区域 | 運行形態・方法 | 運行日 運行便数 |
|---------|------------------|---|---------------------|
| 旧市内エリア行 | 朝倉地域⇄旧市内エリアの目的施設 | 朝倉内の乗降場所(ゴミ集積所、集会所等)と協議会が指定する医療機関及び商業施設間の移動 | 週7日 (月～日) 各6便 |
| 朝倉地域内移動 | 朝倉地域内 | 朝倉内の乗降場所(ゴミ集積所、集会所等)間の移動 | 週7日 (月～日) 各6便 |

※ なお、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は運行しない。

(4) 運行ダイヤ

ア 旧市内エリア行き

| | 1便 | | 2便 | | 3便 | |
|----------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 朝倉地域 | 8:30 | 9:30 | 10:00 | 11:00 | 11:30 | 12:30 |
| | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ |
| 旧市内の目的施設 | 9:00 | 9:00 | 10:30 | 10:30 | 12:00 | 12:00 |

| | 4便 | | 5便 | | 6便 | |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 朝倉地域 | 13:00 | 14:00 | 14:30 | 15:30 | 16:30 | 17:30 |
| | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ | ↓ | ↑ |
| 旧市内の目的施設 | 13:30 | 13:30 | 15:00 | 15:00 | 17:00 | 17:00 |

イ 朝倉地域内移動

| | 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 5便 | 6便 |
|---------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 朝倉地域内移動 | 8:30～ 9:00 | 10:00～ 10:30 | 11:30～ 12:00 | 13:00～ 13:30 | 14:30～ 15:00 | 16:30～ 17:00 |

(5) 利用区間

ア 旧市内エリア行き

朝倉地域内の乗降場所から目的施設停留所間、目的施設停留所から朝倉地域内の乗降場所間の利用に限る。目的施設停留所から目的施設停留所間の利用は不可とする。

イ 朝倉地域内移動

朝倉地域内の乗降場所から朝倉地域内の乗降場所間

(6) 運行車両

- ① 本業務に使用する車両は、運行事業者が所有する小型タクシーとし、1便当り1台で運行することを基本とするが、予約状況及び車両定員に応じて追加車両を1台まで配車すること。追加車両を配車して運行する場合、ワゴン型タクシーを用いて1台で運行することは可とするが、別途定める委託料等について協議するものとする。なお、本業務に使用する車両の運行時間外の専属性は求めないものとする。
- ② 車両は、業務の遂行に必要な各種法令に適合するものであること。
- ③ 車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、本業務の運行に支障がないよう対応すること。
- ④ 本業務の運行にあたっては、乗合タクシーであることが分かるように、市が貸与するマグネットシートを車両の両側面等に掲示するものとする。

(7) 乗降場所等（停留所）

乗降場所については、標識により市が表示する。

（別紙「朝倉地域乗合タクシー運行図」参照）

(8) 利用料金（運賃）

- ① 今治市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」）が定める利用料金（運賃）について、降車時に現金により運転手が利用者から支払いを受けるものとする。
- ② 徴収した利用料金は、協議会の収入とし、協議会が発行する納入通知書により運行月の翌月末までに指定口座に振り込むものとする。

(9) 予約受付及び配車に関すること

- ① 運行事業者は、予約センターを設置し、利用者からの予約を電話等により受け付け、運行経路の選定・配車を行い、予約者に送迎時間等の連絡を行うなど円滑な運行を実施するものとする。
- ② 予約センターの受付期間は、運行の開始日の1週間前から契約期間の末日までとする。予約受付時間は平日の8:00～17:30とし、利用希望日の1週間前から希望する便の前日までの予約とする。予約のキャンセルも同様とする。
- ③ 予約センターは、既存の一般乗用旅客自動車運送事業との併用を可とし、本業務における専属性は求めないものとする。なお、予約受付に関する費用は、全て運行事業者の負担とする。

(10) 事故対応及び損害賠償

- ① 運行事業者は、事故等緊急事態が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに協議会に報告するとともに事故報告書（様式自由）を作成し提出するものとする。
- ② 天災や不測の事態等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止又は遅延する場合は、速やかに協議会に報告するとともに、予約していた利用者に対してその旨を連絡すること。

③ 本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任・負担において一切を処理すること。

(11) 苦情等の処理について

運行事業者は、利用者からの苦情・問い合わせ等に誠実に対応するとともに、苦情の処理については苦情処理報告書（様式自由）を作成し、協議会に提出するものとする。

(12) 実績報告等について

① 運行事業者は、市が用意する運行実績報告システムにより、利用者等の運行記録に関する報告を運行月の翌月10日までに行うものとする。

② 随時、運行事業者は協議会の求めに応じて、必要なデータ等を報告するものとする。

8 委託料

予約により運行した車両の実車区間に対し、愛媛県今治交通圏におけるタクシー運賃基準（時間距離併用制運賃）を適用した場合の運賃額（メーター運賃）に運行管理費として月1万5千円（税込）を加えた額を委託料とする。

協議会は、運行事業者からの実績報告に基づき、請求受理後30日以内に支払うものとする。

9 注意事項

(1) 運行事業者は、道路運送法、道路運送法施行令、道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守の上、本運行業務を遂行すること。

(2) 運行事業者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(3) 運行事業者は、業務を円滑に遂行するため、利用者の利便性の向上を図るため、適宜、協議会と打合せを行わなければならない。

(4) 運行事業者は、運転手や予約受付者など本事業に従事する者に対して、必要な指導や教育を実施し、乗合タクシーの運行に支障を来たさないよう万全を期すこと。

(5) 運行事業者は、公共交通を運行することにより地域の活性化、まちづくりを担うという認識のもと、本運行に臨むものとする。

10 その他

本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、協議会と運行事業者の双方が協議の上、定めるものとする。

11 担当部署

今治市地域公共交通活性化協議会事務局

(今治市役所 地域振興部 地域政策局 地域振興課内)

担当：八木・阿部

住所：794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

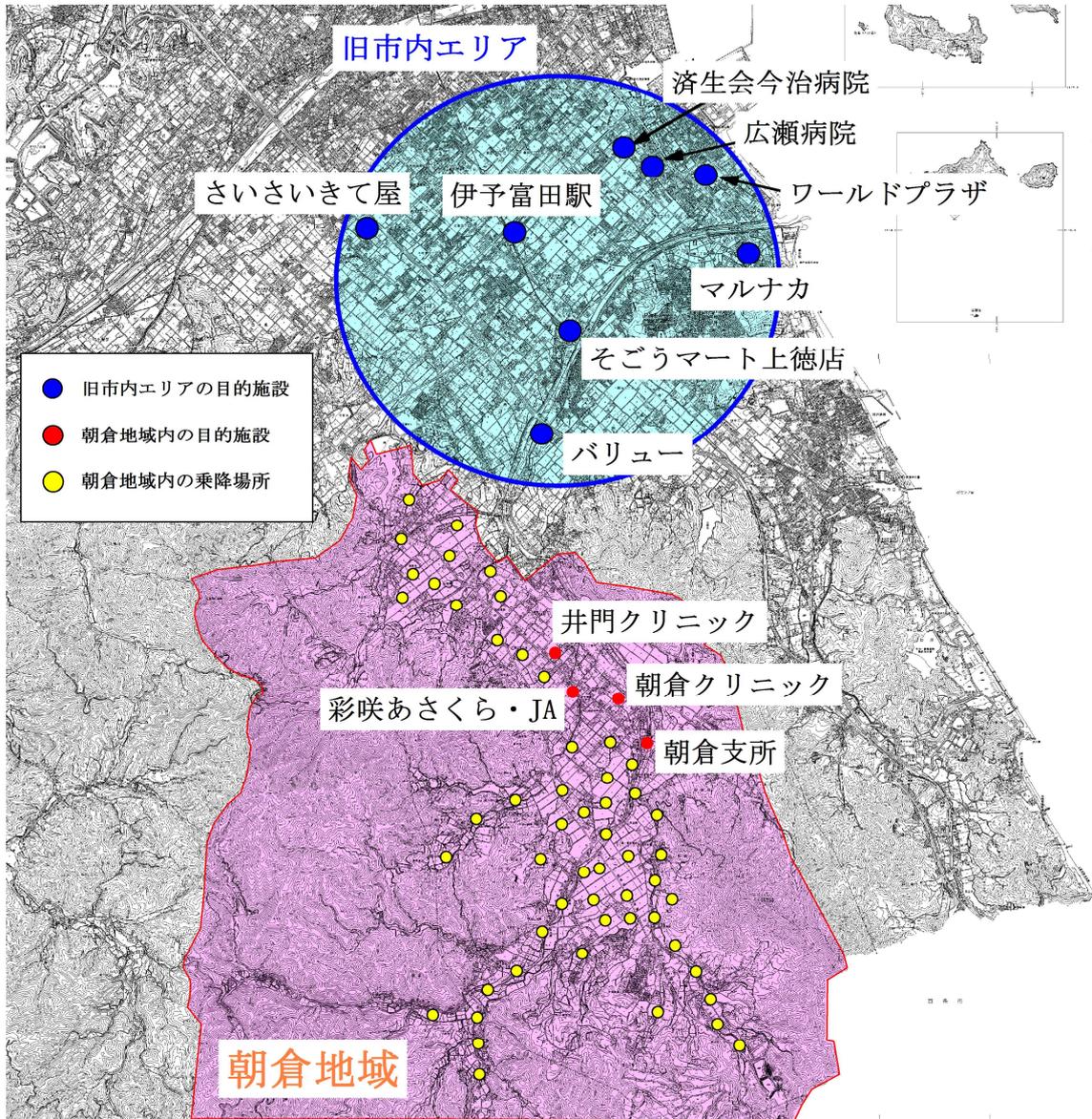
電話：0898-36-1514 FAX：0898-32-5211

電子メール：chiiki@imabari-city.jp

別紙

朝倉地域乗合タクシー運行図

(イメージ)



- ① 朝倉地域の地域内乗降場所(●)と目的施設停留所(●)を乗合タクシーで移動する
- ② 朝倉地域内の乗降場所(●)から朝倉地域内の乗降場所(●)へ移動

朝倉地域乗合タクシー運行業務プロポーザル選定委員会設置要綱(案)

(設置)

第1条 朝倉地域乗合タクシー運行業務を実施するに当たり、プロポーザル方式によりその業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を公平かつ公正に選定するため、朝倉地域乗合タクシー運行業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等の審査及び評価に関すること。
- (2) 契約候補者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、契約候補者の選定において必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、今治市地域公共交通活性化協議会の委員のうちから、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、今治市地域公共交通活性化協議会会長が務める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、今治市地域公共交通活性化協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月26日から施行する。
- 2 この要綱は、朝倉地域乗合タクシー運行業務の契約が締結されたときに、その効力を失う。

別表

| 所属 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|-------------------------|-----------|-------|-----|
| 今治市 | 副市長 | 土居 忠博 | 会長 |
| 愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 | 教授 | 松村 暢彦 | 副会長 |
| 今治市社会福祉協議会 | 介護福祉課長 | 丹治 靖代 | |
| 四国運輸局愛媛運輸支局 | 首席運輸企画専門官 | 増田 輝彦 | |
| 愛媛県東予地方局 | 地域政策課長 | 松浦 和仁 | |